

## 第2章 まちづくりの基本方針

“益子町の将来像”の実現に向け、これからのまちづくりの方向性を示す基本方針を各分野ごとに設定します。

### 1) 土地利用の方針

#### (1) 自然環境共生ゾーン

##### 《自然公園保全区域》

- ・ 県立自然公園に指定される八溝山地のすぐれた自然については、宇都宮都市圏など周辺市町においても貴重な緑であるため、各種行為に係る規制等を図るとともに、自然とふれあえる憩いの場としての保全・活用に努めます。



■ 県立自然公園の美しい山並み

##### 《自然環境と生活環境の共生》

- ・ 里山林整備事業等の活用による森林環境整備の継続に努めるなど、多様な機能（水源の涵養・土砂の流出や崩壊の防備・風致の保存等）を持つ森林の保全を図ります。
- ・ 里山保全活動等の自然環境保護のための取り組みなどを継続的に実践し、沢沿いの棚田や里山の動物により形成される生態系の保全を図ります。
- ・ 農業集落排水施設の適正な維持・管理や、浄化槽の普及促進に努めるなど、自然環境と調和した暮らし方を基本とする生活環境の向上を図ります。

#### (2) 田園集落ゾーン

##### 《田園集落としての保全と整備》

- ・ 屋外広告物の規制に努めるなど、山裾に広がる水田や主要道路沿いの集落からなる風景の保全を図ります。
- ・ 農業振興地域内における優良な農地や豊かな自然環境の保全を図ります。
- ・ 道路ネットワークの整備により、周辺都市機能の享受や利便性の確保につなげていきます。



■ 田園の秋の風物詩：おだ掛け

- ・北公園（北運動公園・あぐり館）の利用環境を維持・充実させるほか、農業集落排水施設の適正な維持管理や浄化槽の普及促進に努めるなど、田園集落の暮らし方にとって良好な生活環境の向上を図ります。
- ・町南部における様々な交流の拠点となる「(仮)道の駅地域振興施設」の整備を推進します。



■北公園（遊具広場）のようす



■町民の交流拠点となるあぐり館

### （3）田園都市共生ゾーン

#### 《田園としての要素と都市的要素との共生》

- ・小貝川流域の優良な農地と、主要な道路沿いや真岡市隣接部等の既存宅地・工業系土地利用との共生を図ります。

#### 《住居系土地利用》

- ・田園と調和した良好な住宅地としての土地利用の形成を図ります。

#### 《工業系土地利用》

- ・田園との調和をとりながら、町の産業面の一部となる土地利用の形成を図ります。



■工業専用地域に立地する民間工業施設

#### (4) 都市的市街地ゾーン

##### 《益子市街地のまちづくり》

- ・ 住居系・商業系・益子焼等の工業系の用途混在を許容した土地利用の形成を図ります。
- ・ “陶芸メッセ・益子”を中心としたまちづくりの展開、窯元の立地誘導や新たな振興策の検討など、益子焼によるまちづくりの推進に努めます。
- ・ 国際交流の拠点施設となる「国際工芸交流館」の整備を推進します。
- ・ 円滑な交通処理に資する総合的な交通体系の検討や、公園緑地整備によるオープンスペースの創出など、中心市街地としての良好な生活環境の確保を図ります。
- ・ 町の中心に位置する役場周辺地区の整備（土地区画整理事業による一体的な整備）等の実施を検討します。



■ 益子焼の雰囲気漂う城内坂周辺



■ 国際工芸交流館の現在のようす

##### 《七井市街地のまちづくり》

- ・ 益子市街地を補完する拠点として良好な生活環境の整備を図ります。
- ・ 宇都宮都市圏や茂木町等の八溝地域との交流促進による地域活性化を検討します。
- ・ 国道 123 号沿道等への核となる施設の整備を検討します。



■ 道路等の良好な生活環境の整備

## 2) 交通体系の方針

### (1) 主要幹線道路

#### 《地方中核・中心都市との連携》

- ・ 様々な都市機能が集積する宇都宮市・真岡市へのアクセス強化や交通上の安全性の確保を図ります。
- ・ 通勤や購買などで強いつながりのみられる宇都宮都市圏とのさらなる連携を進めます。



■宇都宮市方面と連絡する国道 121 号

#### 《八溝地域での観光における連携》

- ・ 八溝地域における各観光施設間の連携を図る茂木町や笠間市等へのアクセス強化や交通上の安全性の確保を図ります。
- ・ 大規模イベント時における円滑な交通処理を検討します。

#### 《高速交通体系への連絡》

- ・ 多様な地域との交流や観光振興による町の活性化等に向け、北関東自動車道の真岡 I C や桜川筑西 I C、東北自動車道や東北新幹線等の高速交通体系へのアクセス強化を検討します。
- ・ 町南部に整備が予定される「(仮)道の駅地域振興施設」をはさみ、益子市街地方面と桜川筑西 I C 方面との連絡性を高める主要地方道つくば益子線のバイパス整備を促進します。

### (2) 幹線道路

#### 《各地域間の連携》

- ・ 町内の活発な交流を支えるため、益子・七井市街地と周辺の地域資源或いは各集落間におけるアクセス強化や交通上の安全性の確保を図ります。
- ・ 役場周辺地区の整備（土地区画整理事業による一体的な整備）と合わせ、新規道路の効率的な整備を検討します。



■町内の交流を支える県道益子公園線

### (3) 都市計画道路

#### 《都市計画道路の決定》

- ・ 広域的道路の新設、新たな都市機能の配置や面整備による一体的な整備など、必要に応じた新規路線の決定を検討します。
- ・ 面整備区域等においては、主要な生活道路や歩行者専用道路の適正な配置による道路ネットワークの形成を検討します。



■整備済の都市計画道路：益子公園通り

#### 《都市計画道路の変更》

- ・ 決定されている都市計画道路について、社会経済状況の変化や地域の特性を踏まえ、住民の意向を考慮した幅員などの変更を検討します。
- ・ 新規道路整備による代替機能の確保や交通流動の変化などに応じた都市計画道路の見直しを検討します。

#### 《住民や観光客が安全に通行できる道路体系の形成》

- ・ 都市計画道路やその他の幹線道路の歩道と、歩行者専用道路等とのネットワーク化を図り、住民や観光客が安全に通行できる道路体系を形成します。

### (4) 公共交通

#### 《真岡鐵道》

- ・ 学校事業に合わせた増設運行をはじめ、自家用車による交通手段を持たない高校生などの利便性を確保する活用策の促進に努めます。
- ・ 真岡鐵道に対する財政的支援の実施継続に努めます。
- ・ イベント時（陶器市・土祭等）における乗客増に対応した車両の増結など、観光客の交通手段の確保や観光振興につながる活用策の促進に努めます。



■真岡鐵道：S Lの風景

### 《バス路線等》

- ・子供や高齢者の重要な交通手段となる路線バスの確保に向け、財政的支援の実施継続に努めます。
- ・交通空白地域の生活交通手段を確保する新たな公共交通システムとして、デマンドタクシー（通称：ひまわり号）の運行継続や利便性向上に努めます。



■ 町民の生活交通を担うひまわり号

### 《観光振興のための交通手段》

- ・観光振興にとって重要な公共交通として、民間高速バス（関東やきものライナー）の運行継続に努めるとともに、周辺市町の観光レクリエーション施設と連携する望ましい交通手段のあり方を検討します。
- ・一定期間中に多くの観光客が訪れるイベント時においては、乗客増に対応した民間高速バス（関東やきものライナー）の増車や臨時バスの運行などに努めます。



■ 観光振興を担う民間高速バス

## （5）生活道路等

### 《市街地内の生活道路》

- ・人口密度の高い市街地内においては、災害時における歩行者の安全性の確保などに配慮した生活道路の整備を図ります。
- ・土地区画整理事業等の面的整備区域においては、適切な区画道路の配置に努めます。
- ・様々な状況から面的整備が困難な地区においては、狭あい道路整備事業の実施など、部分的拡幅の推進による生活道路の整備を図ります。

### 《その他の生活道路》

- ・集落部においては、通学路の安全性の確保などに配慮した生活道路の整備を図ります。

### 3) 水と緑の方針

#### (1) 自然公園

##### 《憩いの場としての活用》

- ・ 文化的資源やレクリエーション施設が立地する高館山や堂ヶ入沢付近については、宇都宮都市圏などの広域を対象とした自然とふれあう憩いの場としての活用を検討します。
- ・ 多くのハイキング客が訪れる雨巻山周辺環境の整備・保全を図ります。
- ・ 県立自然公園入口の拠点的な施設となるフォレスト益子の利用環境の維持・充実に努めます。



■多くのハイキング客が訪れる雨巻山

##### 《市街地に潤いを与える緑景観》

- ・ 自然公園内での各種行為に係る規制等により、市街地から眺望できる潤いのある緑景観の保全に努めます。



■自然公園入口の拠点：フォレスト益子

#### (2) 河川

##### 《主要な河川沿いでの親水空間》

- ・ 主要な河川沿いにおいては、周囲の環境と一体となった親水空間としての保全・活用を図ります。
- ・ 貴重な生態系や生物多様性の保全を図るため、水質浄化活動をはじめとする自然環境保護のための取り組みを促進します。
- ・ 町民や来訪者など多くの人々がレクリエーションを楽しめる場として、主要な河川沿いを活用した、地域資源を結ぶサイクリングロードの整備を図ります。
- ・ 大郷戸ダム周辺に整備される既存の親水空間（遊歩道、芝生広場など）の保全や利用環境の充実に努めます。



■小貝川の潤いのある水辺

### (3) ゾーンごとの水と緑

#### 《自然環境共生ゾーン》

- ・八溝山地の緑については、里山林整備事業等による森林環境づくりや、前沢周辺の町有林を活用した遊歩道の整備を図るなど、保全及び活用策の推進に努めます。
- ・河川沿いの農地など、農業振興地域内における優良な農地の保全等に努めます。



■高館山の豊かな緑環境

#### 《田園集落ゾーン》

- ・屋外広告物の規制等を図りながら、山裾の田園集落を形成する水と緑の風景の保全に努めます。
- ・田園集落における河川・山林・水田等について、レクリエーションや憩いの場としての活用を検討します。

#### 《田園都市共生ゾーン》

- ・小貝川沿いの農地など、農業振興地域内における優良な農地の保全等に努めます。
- ・地域資源をネットワークするサイクリングロードの整備をはじめ、小貝川沿いなどへのレクリエーションや憩いの場の創出を検討します。
- ・小貝川親水公園の適切な維持・管理に努めます。



■小貝川親水公園のようす

#### 《都市的市街地ゾーン》

- ・ゆとりと潤いのある市街地の形成に向け、公園や緑地の確保を図るとともに、道路等の公共施設や民地における緑化の推進を検討します。

## (4) 景観

### 《地域の特性に応じた景観形成》

- ・ 自然環境（高館山、堂ヶ入沢、雨巻山、芳賀富士など）や益子焼等の地域の特性に応じた景観の形成を図ります。
- ・ 他市町にみられない豊富な文化財（西明寺、地藏院、綱神社、円通寺、安善寺、光明寺など）を活用し、それらをネットワークする風情ある周遊道路や周辺環境の整備に努めます。
- ・ 円通寺池周辺など地域に身近な潤いのある水辺・里山の環境については、美しい景観資源として保全を図るとともに、多くの人々が自然に親しむビオトープとしての環境づくりに努めます。



■緑の景観資源となる芳賀富士



■歴史・文化を有する西明寺

### 《貴重な樹林地・樹木の保全》

- ・ 町指定文化財として天然記念物に指定される樹木をはじめ、地域の目印となる貴重な樹林地・樹木の保存を図ります。



■町指定天然記念物：安善寺のしだれ桜

## 4) 住宅の方針

### (1) 公的な住宅供給

- ・高齢者の入居にも配慮した、良質な町営住宅の提供等に努めます。

### (2) 地域活性化のための住宅・宅地供給

- ・必要に応じながら、地域の活性化に資する住宅・宅地の供給を検討・推進していきます。

### (3) 住宅・宅地開発の計画的な誘導

- ・益子町の「土地開発事業指導基準」や「土地利用に関する事前指導要綱」に基づき、土地利用の方針との整合性を図りながら、民間による住宅・宅地開発の計画的な誘導に努めていきます。

## 5) 防災・減災の方針

### (1) 市街地での防災対策

- ・災害時に大きな被害の発生が懸念される市街地においては、一次避難場所として重要な役割を担う公園等のオープンスペースの確保に努めます。

### (2) 公共施設等の防災対策

- ・道路については、町民の避難や消防活動などに支障が生じないように配慮した整備に努めます。
- ・災害時での適切な対応を可能とする体制の強化に向け、災害対策本部が設置される町役場の適正な維持・管理をはじめ、防災上重要な役割を担う公共施設の耐震化等に努めます。
- ・災害時での迅速な情報収集・伝達を図る情報通信基盤の確保や、益子町防災マップの作成・配布による避難場所・避難路等の周知など、減災対策の推進に努めます。

### (3) 斜面林の保全

- ・土砂災害の危険性がある急傾斜地等においては、斜面林の保全等の対策を図ります。

### (4) 河川の整備

- ・集中豪雨・台風等による水災害の未然防止や被害の軽減を図るため、各河川の状況に応じた適切な整備・改修や減災措置の実施等に努めます。

## 6) その他のまちづくりの方針

### (1) 福祉のまちづくりにおける連携

- ・すべての人にやさしい生活環境の形成に向け、福祉部門との連携に基づいた福祉のまちづくりを推進します。
- ・保健センターやおあしす館など保健・福祉施設の利用環境の向上、歩道・公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入などに努めます。



■隣接する保健センター・おあしす館

### (2) 町民等によるまちづくり

- ・ゆとりある生活環境、統一された景観や緑の多い街並みなどの形成に向け、既に「七井第1地区」において運用されている地区計画制度や、各種協定等の活用を促進します。



■七井第1地区のゆとりある街並み

### (3) まちづくりに対する合意形成

- ・みんなで力を合わせてまちづくりを進めるため、合意形成が必要な将来像などについての町民の意見反映の方法を検討し、より良い計画づくりに努めます。

### (4) 町民等と行政のパートナーシップ

- ・益子町まちづくり基本条例の制定を受け、合意された将来像等の実現に向けた、町民等と行政のそれぞれの役割分担に基づくまちづくりを推進します。